

= 目 次 =

1. 重大事故情報 = 10件 (3月6日～3月12日分)

- (1) 乗合バスの車内事故
- (2) バス運転者の健康起因による事故
- (3) 乗合バスが歩行者を撥ねる事故
- (4) 乗合バスの車内事故
- (5) 乗合バスが横断中の歩行者を撥ねる事故
- (6) タクシー運転者の救護義務違反等の疑い逮捕
- (7) タクシーのスリップ横転事故
- (8) タクシーが横断中の歩行者を撥ねる事故
- (9) トラックの正面衝突事故
- (10) トラック運転者の酒気帯び運転による事故

2. 「重大事故情報」のその後

- (1) 工事現場にトラックが突っ込む (平成21年6月23日)

【1. 重大事故情報 = 10件】 (3月6日～3月12日分)

(1) 乗合バスの車内事故

3月5日午前10時40分頃、埼玉県で、乗合バスがバス停にて乗降扱いをし発車しようとしたところ、乗車した乗客うち1名が着席する前に発車したため、当該乗客が体勢を崩して転倒した。この事故で、転倒した乗客の男性が頭部打撲及び脊髄損傷の重傷を負った。他の乗客にケガはなかった。

(2) バス運転者の健康起因による事故

3月8日午後5時55分頃、神奈川県で、乗合バスが乗客1名を乗せ上り坂を運行中、当該バス運転者が突然意識を失い、当該バスが後退し道路左側の側壁の衝突して停車した。この事故で乗客にケガ人はなかったが、当該バス運転者は死亡した。

(3) 乗合バスが歩行者を撥ねる事故

3月10日午後5時35分頃、東京都で、乗合バスが乗客約30名を乗せ運行中、前方の交差点の信号が赤であったため前方車両に続き減速していたところ、歩行者(子供)を轢過した。この事故で、撥ねられた歩行者が頭を強く打つなどして病院に搬送されたが死亡した。当該バスに乗っていた乗客1名も急ブレーキによりバランスを崩して転倒し、重傷を負った。事故現場は、住宅街にある片側1車線道路で、事故当時は道路が渋滞していた。当該バス運転者は、「車体右側で衝撃音がしたので急ブレーキを踏んだ。子供の姿は見えなかつ

た。」との供述をしているとのこと。

(4) 乗合バスの車内事故

～運転者に対して、乗降口の扉を開閉する際には乗降口付近の安全確認の再徹底を！～

3月10日午後4時15分頃、愛知県で、乗合バスがバス停で降車扱中、降車中の乗客(女性：77才)がいるのに気づかずに扉を閉めたところ、扉が当該乗客に当たり道路へ転倒した。

(5) 乗合バスが歩行者を撥ねる事故

～運転者に対し、右左折の前には必ず左右の安全確認の徹底を！～

3月11日20時20分頃、福岡県で、乗合バスが一旦停車の後、青信号で右折を開始、左右の確認を行い、右側を確認しながら横断歩道に進入したところ、左側から横断する歩行者(女性：75才)に気づかず、この歩行者をはねた。この事故で、はねられた歩行者は死亡した。当該バスは、営業所へ回送中のため乗客はいなかった。

(6) タクシー運転者の救護義務違反等の疑い逮捕

～運転者に対して、ひき逃げは許される行為ではないことの徹底を！～

3月3日午後8時頃、大阪府で、タクシーが空車にて病院の駐車場からバックで本線道路に出ようとしたところ、歩道を歩いていた歩行者に気付かず接触し、当該歩行者に重傷を負わせた。当該タクシー運転者は、負傷者の救護措置をすることなく現場から立ち去り、警察のその後の調べにより、タクシー運転者が、4日に自動車運転過失傷害及び道路交通法違反(救護義務違反)の疑いで逮捕された。

(7) タクシーのスリップ横転事故

～運転者に対して、最高速度をこえる速度で進行してはならないことの徹底を！～

～運転者に対して、雨の日は路面が濡れて滑りやすくなることの再認識の徹底を！～

3月7日午前7時50分頃、大阪府の制限速度50km/hの道路で、タクシーが乗客1名を乗せ速度を60km/hで運行中、右カーブに差しかけたところスリップし、側壁に接触して横転した。この事故で、タクシーに乗っていた乗客1名が額に傷を負ったが、ケガの程度は軽いとのこと。事故当時、現場は雨が降っていて路面が濡れていた。

(8) タクシーが横断中の歩行者を撥ねる事故

～運転者に対して、最高速度をこえる速度で進行してはならないことの徹底を！～

3月10日23時30分、兵庫県の片側2車線の直線で制限速度50km/hの道路で、タクシーが、前方の右側車線を走行していたワゴン車が減速したため、これを追い越そうと、左側車線において速度を80km/hまで加速したところ、ワゴン車の影から出てきた、自転車を押して道路を横断中の女性（73歳）を撥ねた。この事故で、撥ねられた女性は死亡した。

（9）トラックの正面衝突事故

3月8日午前6時頃、岐阜県で、事業用トラックが片側1車線の道路を運行中、対向車線を走行してきた自家用大型トラックが追い越しのため当該事業用トラックの走行車線にはみ出してきたため、当該自家用大型トラックと正面衝突した。この事故で、双方のトラック運転者が、頭や体を打つなどして、まもなく死亡した。

（10）トラック運転者の酒気帯び運転による事故

～運転者に対して、飲酒運転・酒気帯び運転は犯罪であることの再認識の徹底を！～

3月9日午後4時40分頃、栃木県で、トラックが信号待ちで停車していた大型トラックに追突した。事故後の警察の調べにおいて、当該トラック運転者から呼気1リットル当たり0.35mgのアルコールが検出され、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された。

【2. 「重大事故情報」のその後】

*以前にこのメルマガで紹介した重大事故情報のその後の情報をお知らせします。

（1）工事現場にトラックが突っ込む（平成21年6月23日）

= 事故概要 =

平成21年6月23日午前10時頃、福島県で、中型トラックが道路工事現場に突っ込み、作業員6人を次々に跳ね飛ばした。この事故で、跳ね飛ばされた作業員6人のうち、4人が死亡した。中型トラック運転者は、自動車運転過失傷害で逮捕された。報道によると「積み荷を降ろしたあと、1時間足らずの休憩で帰路に就く勤務を毎日のように続けたことによる居眠り運転だった疑いが強いとみている」との情報もあった。その後の調査によれば、運転者は会社の休日等を利用してアルバイトを行っており、事故当時、当該運転者が居眠り運転状態だったことがわかった。

= その後の情報1（既報） =

自動車運転過失致死傷罪に問われた埼玉県の運送会社社員の被告に対し、福島県地裁いわき支部は13日、求刑通り禁固7年を言い渡した。判決によると、被告は6月23日、トラックで走行中にうたたねし、補修工事で交通規制中の走行車線に進入、作業員4人を死亡させ、2人にけがを負わせた。判決では、

「眠気に耐えてまで運転を続ける必要性はなかった。運転する上で最も基本的な注意義務を怠ったもので、職業運転手であったことも考えれば、過失は重大」とされている。

= その後の情報 2 =

特別監査を実施したところ、乗務時間等告示の遵守違反、指導監督告示による運転者に対する指導及び監督違反、運転者に対する点呼の未実施等の法令違反が確認され、同違反に対して事業の停止3日、車両停止315日車の行政処分を行った。

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、<jiko-antai@mlit.go.jp>まで
お寄せください。

よくある質問

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

自動車交通局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)